

JAグループ山梨

本県は、令和2年3月23日付け、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷規制等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、栽培・飼養管理が可能な品目（農産物等）について検査対象自治体から除外され、令和6年度をもって県による放射性物質検査は終了となったが、JAグループ山梨として、高品質な農産物の輸出を積極的に推進する中、未だ一部の諸外国・地域によっては検査証明などの規制があるため、引き続き、任意で主要農産物について放射性物質検査を実施する。

- (1) 検査する品目については、香港や台湾などへの輸出を想定している農産物を対象とする。
- (2) 対象となる農産物は、令和6年度まで全ての品目で不検出であったことから、生産状況、出荷時期、地域性を考慮しながら、原則として品目ごとに1検体を主要な産地からサンプル採取する。
- (3) 検査時期は、各品目の出荷開始前から出荷初期段階の時期とする。
- (4) 検査の結果は、県ホームページとリンク付けし、JA山梨中央会HPで随時公表する。
- (5) 検査の結果、厚生労働省が定める規制値を超えた場合、県は出荷団体等に対し、当該品目の出荷の自粛を要請する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
検査品目数 (下表)	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4品目
検査点数	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4検体

[illegible]